

いわき市私道内下水道施設設置要綱

制定 昭和57年 8 月 1 日

実施 昭和57年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の公共下水道供用区域内において、下水道施設（以下「施設」という。）が設置されていない私道（登記上の地目が公衆用道路でない道路を含む。以下同じ。）に、施設を設置することにより、私道に面した敷地及び建築物からの下水の排出を円滑に行い、もつて生活環境の改善及び水洗化の普及促進を図ることを目的とする。

(設置対象私道)

第 2 条 この要綱において施設の設置の対象となる私道は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する私道とする。

- (1) 現に通行の用に供されていること。
- (2) 私道の一端又は両端が、公道（公共下水道が敷設してあるものに限る。）に接続していること。
- (3) 私道の幅員が1.5メートル以上であること。
- (4) 私道からの接続を希望している宅地が2箇所以上（私道部分が分筆されている場合は1箇所以上）あり、かつ、施設の設置工事完了後6か月以内に施設の設置を希望する者の家屋の半数以上が水洗化を予定していること。
- (5) 私道の所有権その他これに準ずる権利を有する者（以下「所有権者等」という。）が、施設の設置を承諾し、かつ、施設設置後においても、施設の維持管理上支障となる制限を加えないことを承諾していること。
- (6) 私道の所有権その他これに準ずる権利の譲渡に当たつて、前号に規定する要件を新たな所有権者等に引き継がれることを譲渡の条件とするこの承諾が得られること。
- (7) 所有権者等及び施設の設置を希望する者が下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

(申請及び決定)

第 3 条 この要綱の規定に基づき、施設の設置を希望する者の代表者は私道内下水道施設設置申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に

申請をしなければならない。

- (1) 私道位置図及び土地所有者家屋図（第2号様式）
- (2) 土地使用承諾書（第3号様式）
- (3) 登記簿謄本の写し
- (4) 公図の写し

2 市長は、前項の申請があつたときは、必要な調査を行い、施設の設置の可否

を決定し、私道内下水道施設設置^{決定}通知書（第4号様式）により当該申請を
却下

した者に通知をするものとする。

（工事及び工事費）

第4条 市長は、前条第2項の規定に基づき、施設の設置を決定したときは、速やかに、施設設置工事の計画を作成し、予算の範囲内で工事を行うものとする。

2 前項の工事に係る費用は、市が負担するものとする。

（維持管理）

第5条 施設の維持管理は、市が行い、私道の維持管理は、所有権者等が行うものとする。

（施設の廃止又は設置の変更）

第6条 所有権者等又は施設を利用する者は、施設の廃止又は設置の変更を必要

とするときは、私道内下水道施設^{廃止}申請書（第5号様式）により市長に
設置変更

申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、必要な調査を行い、施設の廃止又は設

置の変更の可否を決定し、速やかに、私道内下水道施設^{廃止}・^{決定}通知書
設置変更 却下

（第6号様式）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知をするものとする。

3 申請者は、前項の通知を受けたときは、自己の負担において施設の廃止又は設置の変更の工事を行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。